

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和7年11月10日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和7年9月5日（金）午後2時30分頃、周南市大字須々万の周南市須々万支所敷地内において、同支所職員が草刈り作業をしていた際、刈払機から飛んだ石が駐車場に駐車していた相手方車両に当たり、車両の一部を破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

[REDACTED]

(3) 損害賠償の額

¥69,098-

2 専決処分の年月日

令和7年10月21日